

# 北本市立栄保育所重要事項説明書

## (特定教育・保育施設用)

本重要事項説明書は、当施設と利用の申込みを行った支給認定保護者に対し、当該施設の概要や運営方針等、重要な事項を説明するものです。

### 1 施設運営主体

事業者の名称	市役所
代表者氏名	北本市役所 三宮 幸雄
法人の所在地	北本市本町1-111
法人の電話番号	048-591-1111

### 2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	北本市立栄保育所
所在地	北本市石戸6丁目-14番地
電話番号	048-591-3647
管理者名	所長
利用定員(年齢別)	0歳児 3号 4名   3歳児 1号 1名 2号 16名
	1歳児 3号 9名   4歳児 1号 1名 2号 20名
	2歳児 3号 12名   5歳児 1号 1名 2号 20名
開設年月日	昭和49年 6月 1日
認可年月日	昭和49年 6月 1日(事業所番号 1123351-100038)

### 3 施設の目的・運営方針

施設の目的	① 北本市立保育所設置及び管理条例(昭和45年条例第23号)第1条に定めるとおりとする。
運営の方針	① 北本市立栄保育所運営規程第3条に定めるとおりとする。
提供する特定教育・保育の内容	子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。 給食は保育所内で調理し、食物アレルギーへの対応も行う。

#### 4 施設・設備等の概要

敷地	全体	2299.13m <sup>2</sup>
	園庭	268.31m <sup>2</sup>
建物	構造	(鉄筋コンクリート造、2階建て)
	延べ面積	1073.37m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児室	1室
	保育室	5室
	遊戯室	1室
	ほふく室	1室
	調理室	1室
	屋外遊戯室	なし m <sup>2</sup>
	便所	2室

#### 5 職員体制 令和1年5月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
所長	保育業務をつかさどり、所属職員を監督	1人	人
主査(事務担当)	所長を補佐し保育業務の一部を整理し、園児の保育をつかさどる。	1人	人
保育士	園児の保育	10人	人
調理員	乳児食、幼児食の調理	1人	3人
栄養士	園児の栄養指導及び管理	1人(兼務)	人
用務員	保育所内の清掃業務等	人	1人

## 6 特定教育・保育の提供を行う日

提供する日 (開園日)	月曜日から土曜日まで	
提供時間 (保育時間)	保育標準時間	午前7時30分から午後6時30分まで(月～金曜日) 午前7時30分から午後5時まで(土曜日)
	保育短時間	午前8時30分から午後4時30分まで(月～土曜日)
提供時間 (延長保育又は 時間外保育)	保育標準時間	午前7時から午前7時30分まで(月～金曜日) 午後6時30分から19時まで(月～金曜日) *土曜日の延長はなし
	保育短時間	午前7時から午前8時30分まで(月～金曜日) 午後4時30分から19時まで(月～金曜日) 午前7時30分から午前8時30分まで(土曜日) 午後4時30分から午後5時まで(土曜日)
提供を行わない日 (休園日)	日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで	
その他		

## 7 利用者負担

利用者負担 (月額保育料)	居住する市町村が定める利用者負担(保育料)		
実費徴収	教材費5歳児		必要に応じて
	親子遠足バス代金5歳児	(1回当たり)	3,000円
その他	延長保育に係る費用 (標準時間)	午前7時～7時30分	300円
		午後6時30分～7時	10分 100円
	延長保育に係る費用 (短時間)	午前7時～8時30分	30分 300円
		午後4時30分～6時30分	30分 300円
		(土曜日) 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～5時00分	30分 300円

## 8 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### (1) 利用の開始について

当保育園では、北本市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

### (2) 利用の終了について

当園は、次の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 9 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

### (1) 内科及び歯科

当保育園（保育所）は、次の医療機関と締結しています。

#### 内科

医療機関の名称	さくらこどもとおとな診療所
医院長名又は医師名	石井 照之
所在地	北本市7番地1-27-102
電話番号	048-591-2088

#### 歯科

医療機関の名称	佐藤医院
医院長名又は医師名	佐藤 文信
所在地	北本市栄7番地1-27-101
電話番号	048-591-1631

### (2) 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

#### 【管轄する消防署】

消防署名	埼玉県中央広域消防本部北本消防署
所在地	北本市北本宿188-6
電話番号	048-592-5005

#### 【管轄する警察署】

警察署名	鴻巣警察署
所在地	鴻巣市東4丁目1-3
電話番号	048-543-0110

### (3) 非常災害対策

防火管理者	所長
消防計画届出年月日	平成31年4月1日
避難訓練	火災、天災、不審者を想定した避難訓練を月1回実施。 消防署立ち合いの避難訓練を年1回。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知機等を備えています。
避難場所	第一避難場所 園庭                      第二避難場所 栄小学校
緊急時の連絡手段	緊急時の場合には、緊急配信メールで情報提供を行います。

## 10 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、次の措置を講じています。

- ・職員に対して虐待防止研修を実施

## 11 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

### (1) 賠償責任保険の加入

次の保険に加入しています。

保 険 会 社	日本スポーツ振興センター	全国市長会学校災害賠償補償保険
保 険 の 種 類	災害共済給付	補償保険3型、賠償責任保険E型
保 険 金 額	費用の額が500点以上のみ対象	死亡事故100万、後遺障害4%~100パーセント・身体賠償1名につき1億5千万円・1事故につき15億円

※詳しくは「保険手続きについて」をご確認ください。

### (2) 保育内容に関する相談・要望・苦情

受 付 担 当 者	主査（事務担当）
受 付 責 任 者	所長
利 用 時 間	午前7時～午後7時（平日のみ）
連 絡 先	電話 048-591-3647 FAX 048-591-3647
受 付 方 法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。
第 3 者 委 員	所内の掲示物で確認いただけます。

### (3) 個人情報の保護に関する基本方針

- ・当園は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た児童又はその家族に関する個人情報を保持する義務を負います。
- ・当園で把握した個人情報は、その目的以外に使用することはありません。